

事務連絡
令和2年8月7日

各都道府県教育委員会 各指定都市教育委員会 各都道府県 各国公立大学附属学校 高等学校を設置する学校設置会社を所轄 する構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体	}	高等学校担当部局 御中
---	---	-------------

文部科学省高等教育局大学振興課

一般社団法人教育情報管理機構に対する「JAPAN e-Portfolio」の
運営許可の取り消しについて

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可については、平成31年3月29日付で一般社団法人教育情報管理機構（以下「機構」という。）に対して「許可（条件付き）」していたところですが、「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」における審査等も踏まえて、このたび文部科学省において運営許可要件を満たさないと判断したことから、別添1のとおり令和2年8月7日付で許可を取り消すこととなりましたのでお知らせします。

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可の取り消しに伴い、機構による運用が停止されるため、これまで生徒が登録した情報は、「JAPAN e-Portfolio」を通じては令和3年度の大学入学者選抜に活用することはできません。

生徒の登録情報の取扱に関しては機構と文部科学省とで調整を行いましたが、登録した情報を保存したい生徒は、令和2年9月10日までに、学びのデータの画面から登録した情報を複写・貼付、または画面を印刷するなどして、自らのデータを直接保存してください。

また、所属する高等学校の教員がPDFで生徒の情報をダウンロードすることも可能です（この場合、学びのデータはpdf形式になり、添付ファイルは生徒が添付したファイルの拡張子になります。生徒自身がダウンロードすることはできません）。

なお、機構の会員大学には、別添2のとおり通知していますのでお知らせします。

運営許可の取り消しに至った経緯等については、文部科学省ホームページで説明していますので、以下URLを参照してください。

（ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1413458.htm ）

このことについて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部、高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和2年8月7日

(会員法人の長) 殿

文部科学省高等教育局大学振興課

一般社団法人教育情報管理機構に対する「JAPAN e-Portfolio」の
運営許可の取り消しについて

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可については、平成31年3月29日付で一般社団法人教育情報管理機構（以下「機構」という。）に対して「許可（条件付き）」していたところですが、「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」における審査等も踏まえて、このたび文部科学省において運営許可要件を満たさないと判断したことから、別添1のとおり令和2年8月7日付で許可を取り消すこととなりましたのでお知らせします。

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可の取り消しに伴い、機構による運用が停止されるため、これまで利用者が登録した情報は、「JAPAN e-Portfolio」を通じては令和3年度の大学入学者選抜に活用することはできません。

令和3年度の大学入学者選抜に「JAPAN e-Portfolio」の情報の活用を予定していた大学においては、「JAPAN e-Portfolio」を介しての受験生の情報は得ることができなくなることを踏まえ、それに伴う各大学の入学者選抜における対応についてホームページ等により速やかに受験生に周知をお願いします。

なお、高等学校には、別添2のとおり通知していますのでお知らせします。

運営許可の取り消しに至った経緯等については、文部科学省ホームページで説明していますので、以下 URL を参照してください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1413458.htm)